

令和2年12月24日
北海道管区行政評価局

独立行政法人等における障害者等への配慮に関する実態調査 《調査結果に基づく改善通知》

北海道管区行政評価局では、障害者等への配慮を推進する観点から、独立行政法人等における障害者等に配慮した施設・設備の整備状況及び職員の対応に係る取組の実施状況について調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について、8独立行政法人等の17機関に通知しましたので、公表します。

【本件照会先】

担 当：北海道管区行政評価局 評価監視部第一評価監視官 高橋（たかはし）

電 話：011-709-2311（内線3142）／011-709-1806（直通）

F A X：011-709-1843

メール：hkd11@soumu.go.jp

本報道資料は、北海道管区行政評価局のホームページに掲載しています

https://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/setumei_a.html

独立行政法人等における障害者等への配慮に関する実態調査（概要）

背景等

- 不特定多数の者等が利用する建築物の所有者等は、バリアフリー法（注1）に基づき、当該建築物が一定規模以上の場合には段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等を行うことが義務、一定規模未満又は同法施行前の建築物の場合はこれらが努力義務
- また、独立行政法人等は、障害者差別解消法（注2）に基づき、合理的配慮（注3）を行うことが義務
- 北海道内に事務所が所在し、当該建築物を有する独立行政法人等のうち8法人17機関を対象に、障害者等に配慮した施設・設備の整備状況及び職員への対応に係る取組の実施状況を調査
なお、本調査は、「国の行政機関における障害者への配慮等に関する実態調査」（平成29年4月総務省北海道管区行政評価局）に続き実施したもの

改善通知日：令和2年12月24日
改善通知先：8独立行政法人等の17機関

資料集P1

（注1）バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号））

（注2）障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号））

（注3）行政機関等及び事業者が、障害者から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例：段差がある場合にスロープなどを使って、車椅子使用者を補助する。

主な調査結果

障害者等に配慮した施設・設備の整備状況

- 施設・設備がバリアフリー法で定められた基準等に適合等していないものが17機関（全機関）

障害者等に配慮した職員への対応に係る取組の実施状況

- 職員による介助を想定しながら、インターホンの手前に障害物が置かれているなど、合理的配慮を的確に行うための環境の整備が不十分なものが11機関
- ホームページで、施設・設備のバリアフリー情報（注1）が未提供のもの等が15機関
- 補助犬（注2）の受入れのための取組が未実施のものが9機関

主な改善通知

- 同基準等を踏まえた施設・設備の自主的な点検の実施及び改善 等
- 改善が困難な場合、職員による介助等の実施
- 合理的配慮を提供する趣旨や必要性を職員に啓発、合理的配慮を的確に行うための環境の整備・改善 等
- 障害者等の利用に配慮したバリアフリー情報の提供方法や内容について検討 等
- 補助犬を受け入れる旨の職員への周知 等

（注1）車椅子使用者用の便房や駐車施設の有無など障害者等が円滑に利用するために必要となる情報

（注2）身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬）

1 障害者等に配慮した施設・設備の整備状況

制度の概要

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）の所有者等は、バリアフリー法に基づき、i) 当該建築物が**一定規模以上の場合**は同法施行令に定める**建築物移動等円滑化基準に適合させることが義務**、ii) 当該建築物が**一定規模未満又は同法施行前の建築物の場合**は適合させるために必要な措置を講ずることが**努力義務**
 - 建築物移動等円滑化基準では、i) 経路上の段差の解消、ii) 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設、iii) 車椅子使用者用の便房及び駐車施設の設置などを規定。また、国土交通省は、建築設計標準（注）を作成し、バリアフリー設計の考え方や具体的な実現方法等を解説
- （注） 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成29年3月31日国土交通省住宅局建築指導課作成）

調査結果

■ 施設・設備が建築物移動等円滑化基準・建築設計標準に適合等していない （17機関（全機関）・71事例）

事例の概要

（注）（ ）内の機関数は重複あり

例えば…

- ◆ 出入口の扉が、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造となっていないものなど（7機関・7事例） 👉資料集P2
- ◆ 視覚障害者誘導用ブロックが全く敷設されていないものなど（15機関・16事例） 👉資料集P3
- ◆ 車椅子使用者用便房やオストメイト（注）対応の設備が設けられていないものなど（14機関・26事例）（注）人工肛門、人工膀胱を造設した者 👉資料集P4
- ◆ 車椅子使用者用駐車施設が設けられていないものなど（4機関・5事例） 👉資料集P5
- ◆ その他（階段、エレベーターなど）（17事例） 👉資料集P6~7

適合等していない理由は…

- 基準等の内容を承知していなかった、理解していなかった
- 上部機関から示された施設・設備の点検項目がなく、状況を把握していなかった など

施設の構造等の制約により改善が困難な場合は…

- 玄関前に階段があるため、**携帯用スロープ**を配備し、車椅子使用者等の来訪時に職員が介助を行う取組もあり

関係機関に対する改善通知

- 建築物移動等円滑化基準等についての理解を深めるとともに、施設・設備の自主的な点検を実施すること
- 自主的な点検の結果、同基準等に適合していない等の状況がみられた施設・設備についてはその改善を図ること
- 施設・設備の構造等の制約により改善が困難な場合は、職員による介助等を行うこと 等

2 障害者等に配慮した職員の対応に係る取組の実施状況

(1) 合理的配慮の提供のための取組の実施状況

制度の概要

- 独立行政法人等は、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供と、職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定めることが義務
- 障害者差別解消法に基づく基本方針（注）では、i）差別禁止を確実なものとするため、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会の確保等を徹底することが重要、ii）事前的改善措置（介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めること、などと明記（注）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）

調査結果

合理的配慮を的確に行うための環境の整備が不十分 等（11機関）

合理的配慮を的確に行うための環境の整備状況

- 施設・設備の制約から生ずる障壁を解消するために、職員による介助を想定しながら、合理的配慮を的確に行うための環境の整備が不十分（6機関・6事例）

例えば…

- ◆ 職員呼出し用のインターホンの手前に障害物が置かれているため、車椅子使用者等がインターホンを円滑に利用することができない
- ◆ 視覚障害者等のために設置している職員呼出し用のインターホンに点字表示がない

資料集P8

合理的配慮の提供体制

（注）（ ）内の機関数は重複あり

- 対応要領を職員に周知していない（2機関）
- 対応要領で定められた研修を全く実施していない（3機関）
- ホームページに掲載された、障害者差別に関する相談窓口の連絡先が住所と電話番号のみであり、聴覚障害者等がFAX又は電子メールで相談しようとする場合に連絡先を入手できない（3機関）

職員の啓発のための取組

一方…

- 独自に障害者対応マニュアルを作成し、職員の啓発に活用している例もあり

関係機関に対する改善通知




- 合理的配慮を提供する趣旨や必要性について、対応要領等の周知、研修等の機会を活用して関係する職員に啓発を実施するとともに、合理的配慮を的確に行うための環境の整備・改善を図ること（注）
- 多様な相談受付方法について検討を行った上で、ホームページで情報提供すること

（注）「1 障害者等に配慮した施設・設備の整備状況」において、施設・設備が建築物移動等円滑化基準等に適合等していない状況が全17機関でみられたことを踏まえ、職員による介助等を行うことが求められる場合に適切に対応することができるよう、本事項については、環境の整備が不十分であること等がみられた11機関のみでなく全機関を対象としている。

制度の概要

- 建築物移動等円滑化基準への適合が義務である建築主等は、バリアフリー法に基づき、バリアフリー情報を提供することが努力義務
- 上記以外の建築主等についても、バリアフリー法に基づく基本方針（注）では、バリアフリー情報の提供が望ましいと明記
- また、同基本方針では、**障害者等が必要な情報を事前に把握できるよう、インターネット等で提供することが望ましいと明記**

（注） 移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）

駐車場		・車いす使用者が利用できる駐車場(2台分)があります。 ※使用中の場合は、駐車場警備員の誘導に従ってください。
トイレ		・車いす使用者が利用できるトイレが設置されています。(1階、2階)
		・オストメイト対応トイレが設置されています。(1階)

バリアフリー情報の提供例

調査結果

■ ホームページでのバリアフリー情報が未提供 等（15機関）

事例の概要

- ホームページで施設・設備のバリアフリー情報を提供していない（10機関）
- ホームページでバリアフリー情報を提供しているものの、**内容が不正確** 等（5機関）

例えば…

- ◆ オストメイト対応の設備を設けているが、ホームページのバリアフリー情報では、その旨を情報提供していない など

関係機関に対する改善通知

- 障害者等の利用に配慮したバリアフリー情報の提供方法や内容について検討を行った上で、より適切かつ分かりやすく情報を提供すること

制度の概要

- 独立行政法人等は、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に基づき、**施設への身体障害者補助犬の受入れが義務**
- 厚生労働省は、医療機関向けに、補助犬の円滑な受入れのための手引き（注）を作成・公表
加えて、同省は、啓発ステッカーや啓発ポスターも公表

（注） 身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～
（平成25年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）



「啓発ステッカー」

調査結果

■ 補助犬の受入れのための取組が未実施（9機関）

事例の概要

- 補助犬を受け入れる旨の職員への周知や啓発ステッカー等の掲示等が未実施（9機関）

このうち、医療機関では…

- 補助犬の受入れについて、
i) 厚生労働省の手引きを承知しておらず、受入体制を整備できていない、ii) どのように対応すべきか分からない、とする意見もあり

関係機関に対する改善通知

- 補助犬を受け入れる旨の職員への周知、啓発ステッカー等による来訪者への啓発を実施すること
- 医療機関においては、受入体制の整備に当たり、厚生労働省の手引きを活用すること